

<戸籍関係届書ご記入の際の注意点>

1. 黒のペンまたはボールペンでご記入下さい。消せるボールペンは使用できません。
2. 届出日は窓口でのお届け日（もしくは郵送する日）となります。
3. 届出日の下に 在ベルギー日本国（大使）とご記入下さい。
4. 「住所」はベルギーのご自宅の住所を下記のように日本語でご記入下さい。
「ベルギー王国..... 州..... 市..... 通り..... 番地」
ブリュッセル市内にお住まいの方は、ブラッセルではなく、「ブリュッセル市」として下さい。コミューンは「区」となります。
（例）ベルギー王国ブリュッセル市ウォルウェーサンピエール区.... 通り.... 番地
リエージュ市にお住まいの方は、
（例）ベルギー王国リエージュ州リエージュ市..... 通り..... 番地 となります。
いずれの市町村も4桁の郵便番号のご記入は必要ありません。
5. 押印または拇印は任意となります。
押印または拇印をご希望の方で朱肉をお持ちでない場合は、赤いスタンプ台を使用されても結構です。

戸籍関係は原則的に発生日から3ヶ月以内に、本籍地役場または在外公館に届け出る義務があります。

万一、3ヶ月を過ぎて届け出る場合は、「遅延理由書」（書式自由）を添えて頂きます。但し、国籍留保などが伴う出生届については、3ヶ月を過ぎますと出生まで遡って日本国籍を失い、届出を受理することが出来ませんので充分ご注意下さい。

なお、郵送による届出の場合、当館に郵便が到着した日が受付（受領）日となります。

このため、3ヶ月の期限が迫っている方は、不達等で間に合わなくなる恐れがありますので、直接窓口にご来館願います。

※婚姻届及び出生届以外の戸籍関係の届出も郵送は可能ですが、家族構成又は当該事案の発生状況により記載事項が複雑となりますので、必ず事前に当館領事部までご連絡願います。

出生届（下記の番号（1）から（8）は届書の左横の番号に対応しています）

出生届は、誕生日より3ヶ月以内に届出の義務があります。3ヶ月を過ぎますと、日本国籍を失うこととなりますのでご注意ください。

- (1) 「子の氏名」お名前が複数あり全てお届けする場合は、・（なか点）を入れず続けてご記入下さい。
- (2) 「父母との続柄」ご結婚されている場合は、「嫡出子」、未婚の場合は「嫡出でない子」にレ点を入れ、いずれの場合も、性別の前に長（男）、二（女）等、出生順序をご記入下さい。
- (3) 「生まれたとき」時間は午前・午後の12時間制でご記入下さい。
（昼の12時は午後0時、真夜中の12時は午前0時となります。）
- (4) 「生まれたところ」産院の住所を日本語でご記入下さい。（別紙注意点4. 参照）
「住所」ご自宅の住所を日本語でご記入下さい。（別紙注意点4. 参照）
- (5) 「父母の氏名」父または母が外国人の場合、氏名は婚姻届時に届出された戸籍に記載されているとおりのカタカナ表記でご記入下さい。戸籍の記載と異なりますと、別人扱いとなり受理されない場合がありますのでご注意ください。
氏、名の順にご記入ください。（例：ドゥスメット、ルイドミニク）
「父母の生年月日」父または母が外国人の場合は西暦で、日本人の場合は日本の年号（昭和・平成）でご記入下さい。
- (6) 「本籍及び国籍」本籍地住所は都道府県から番地まで正確にご記入下さい。ハイフンは使えません。
- (7) 「同居を始めたとき」日本の年号でご記入下さい。
- (8) 「子が生まれたときの世帯のおもな仕事」該当欄にレ点を入れて下さい。
「父母の職業」国勢調査の年にお届けになる場合は、職業・産業例示表をご参照下さい。
「日本国籍を留保する」出生時に外国籍を併せて取得している場合は、必ずこの欄に戸籍のとおりに楷書でご署名下さい。この欄にご署名がありませんと、出生に遡り日本国籍を失うこととなりますのでご注意ください。

尚、父母が日本人同士のお子さんが当地で出生された場合、この欄のご署名は必要ありません。

「届出人」父または母のどちらかにレ点を入れて下さい。

「住所」上記（4）同様、ご自宅の住所を日本語でご記入下さい。

「本籍」上記（6）同様、本籍地住所をご記入下さい。

「届出人署名押印」ご署名は必ず戸籍のとおりに楷書でご署名下さい。

「届出人生年月日」日本の年号でご記入下さい。

「届出人の連絡先及び電話番号」日中連絡のつくお電話番号をご記入下さい。